

計画事例

1 遮炎・遮煙性能を有する防火設備を設置する場合

遮炎性能と遮煙性能を有する防火扉、シャッター等を設置する場合の計画を以下に示す。

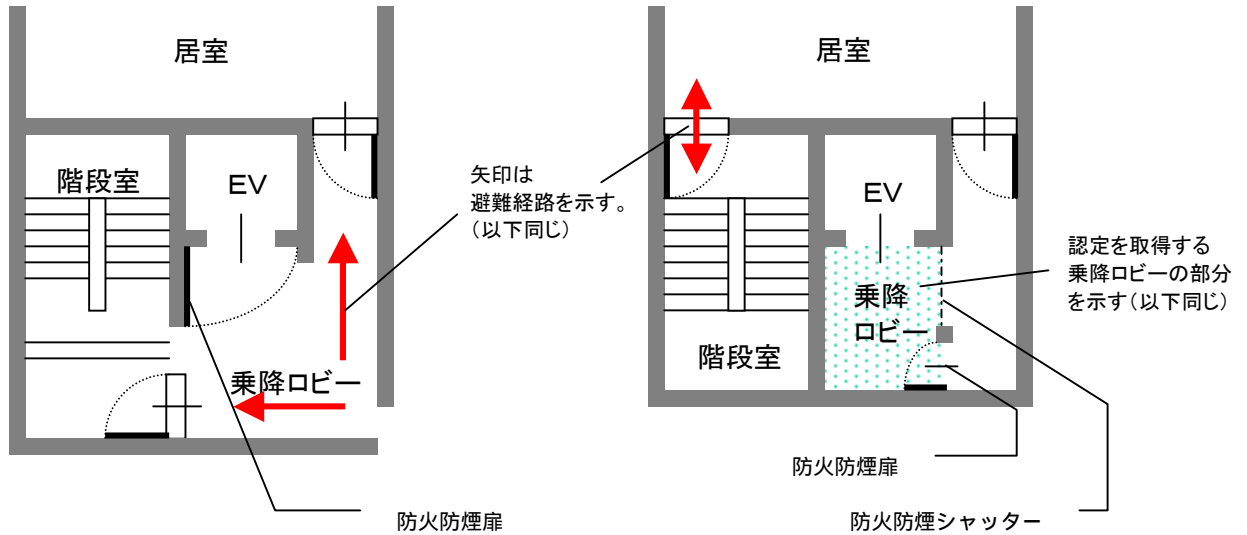


図 1 小規模の事務所ビル等で居室より階段室への通路と乗降ロビーとを共用する場合

図 2 小規模の事務所ビル等で専用の乗降ロビーを設け、階段室へは居室より直接出入りする場合
乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

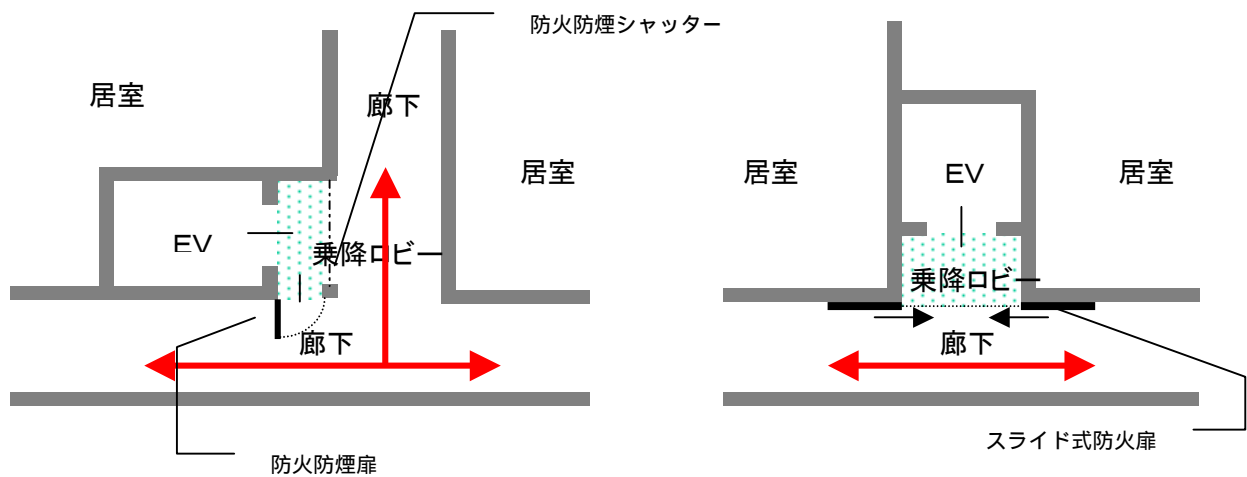


図 3 乗降ロビーが屋内廊下に面している場合
乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

図 4 乗降ロビーが屋内廊下に面している場合
乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

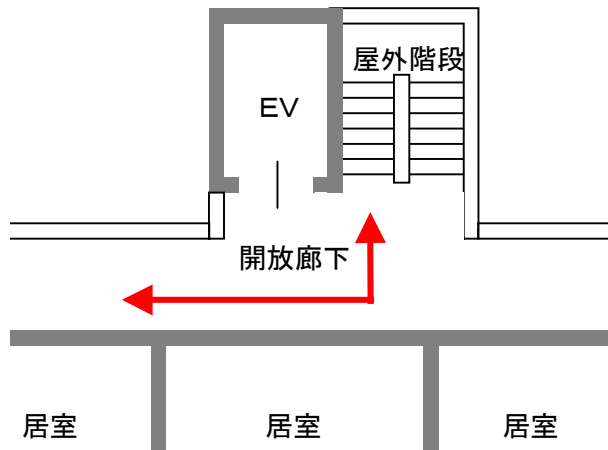


図 5 独立したEV昇降路が開放廊下に面する場合
直接外気に開放された廊下等の部分とは
豎穴区画が要求されない。

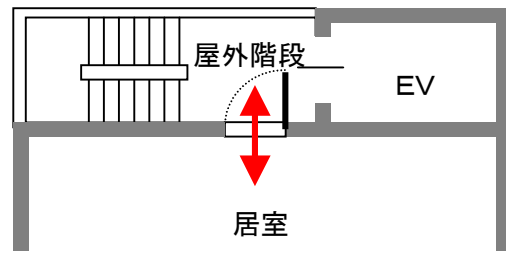


図 6 屋外階段の踊場と乗降ロビーとを共用する場合
直接外気に開放された廊下等の部分とは
豎穴区画が要求されない。

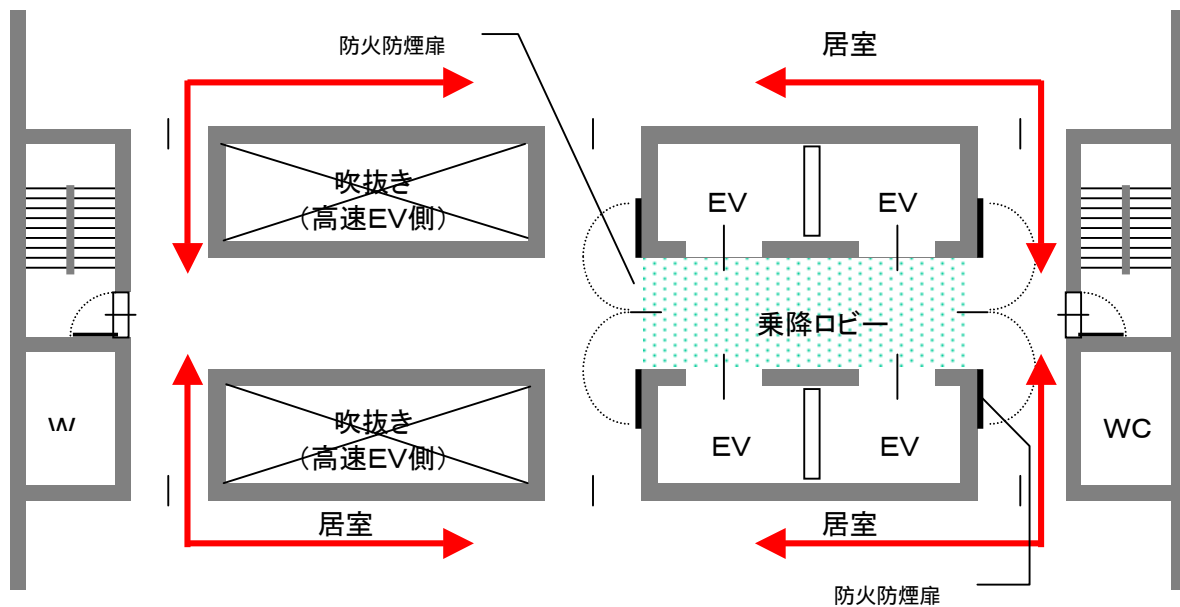


図 7 事務所ビル等で4台口両側出入口の場合
乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

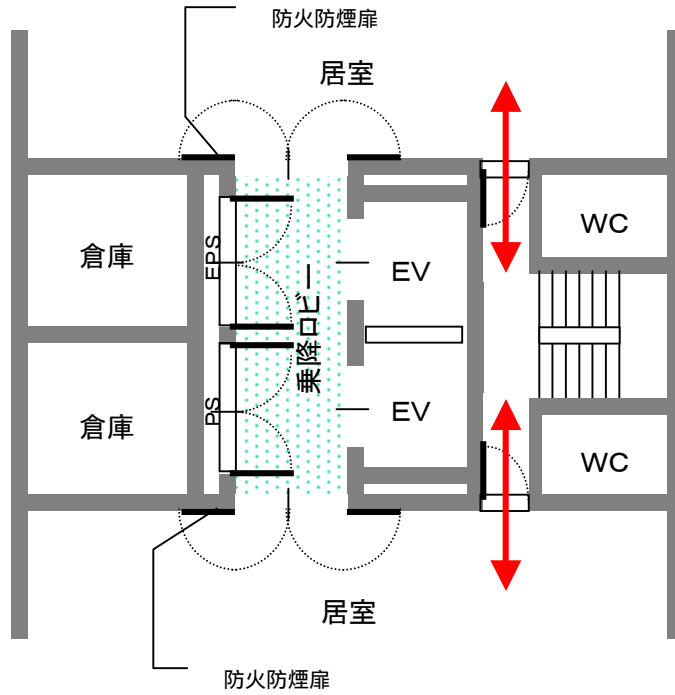


図 8 事務所ビル等で2台口片側出入口の場合
乗降ロビーに面しているPS等の扉は防火設備であること。

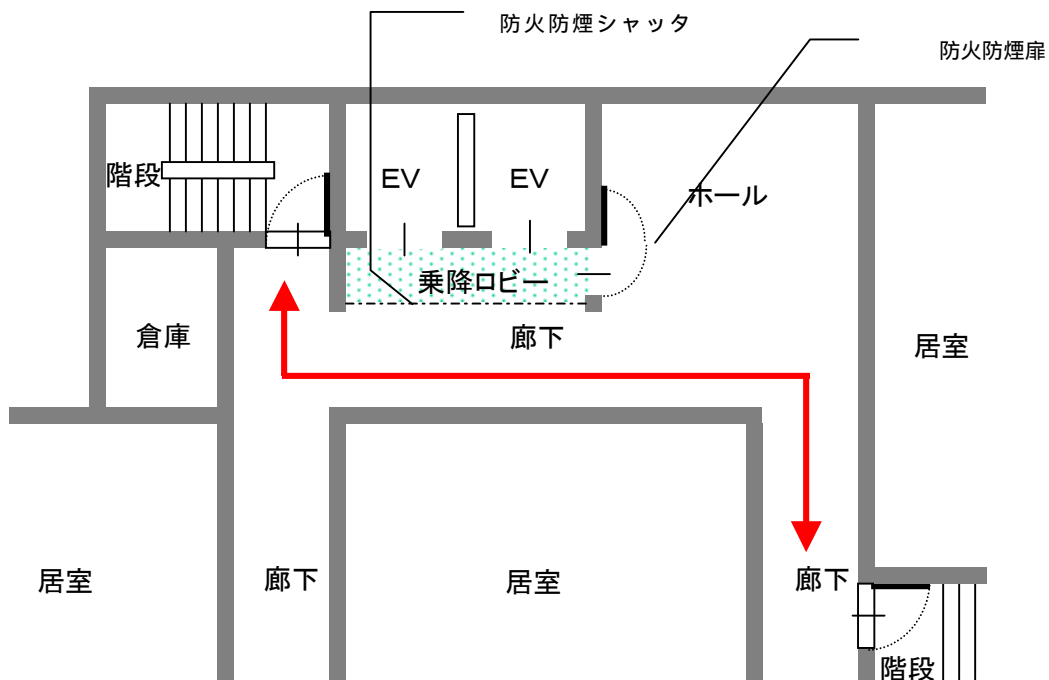


図 9 店舗又はホテル等で廊下に乗降ロビーが面する場合
乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

2 複合型の防火設備を設置する場合

遮炎性能を有するエレベーターの乗場戸と、遮煙性のあるスクリーン等とを組合わせた防火設備を設置する場合の計画事例を以下に示す。

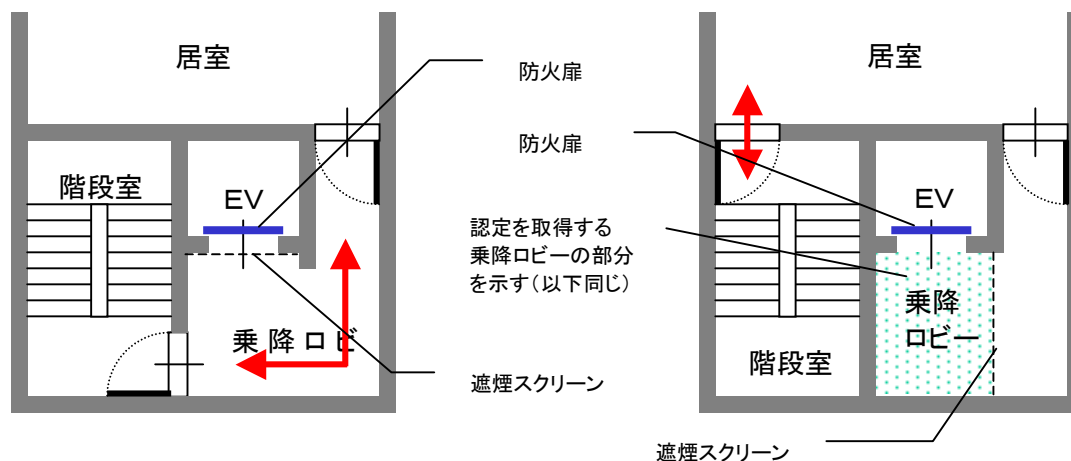


図 10 小規模の事務所ビル等で居室より階段室への通路と乗降ロビーとを共用する場合

乗場戸に近接してスクリーン等を設ける場合は、EV 内に避難者が閉じ込められないようにすること（以下同じ）。

図 11 小規模の事務所ビル等で専用の乗降ロビーを設け、階段室へ居室より直接出入りする場合

乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

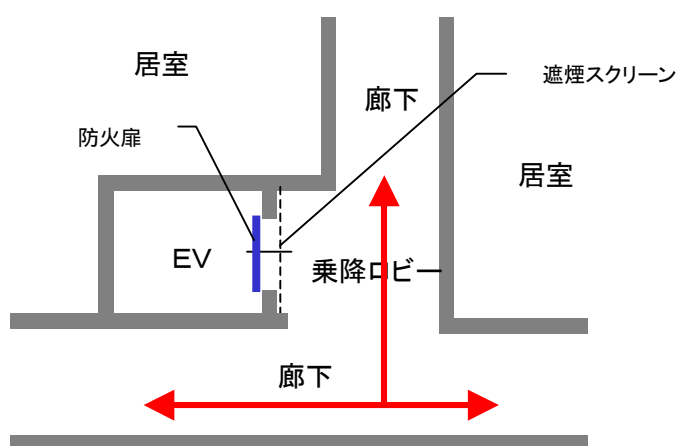


図 12 乗降ロビーが屋内廊下に面している場合

人が閉じ込められないように、乗場戸との間隔は 30cm 以下とすること。

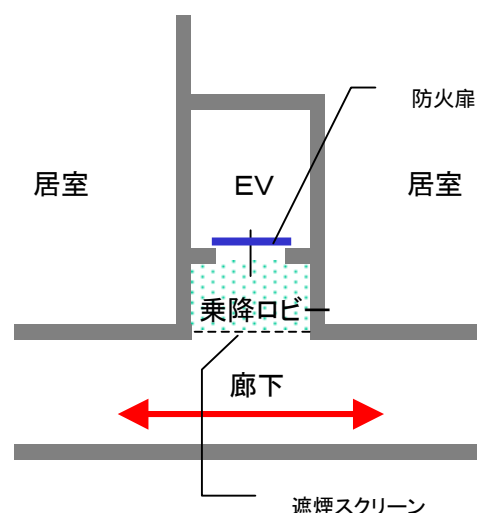


図 13 乗降ロビーが屋内廊下に面している場合

乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。

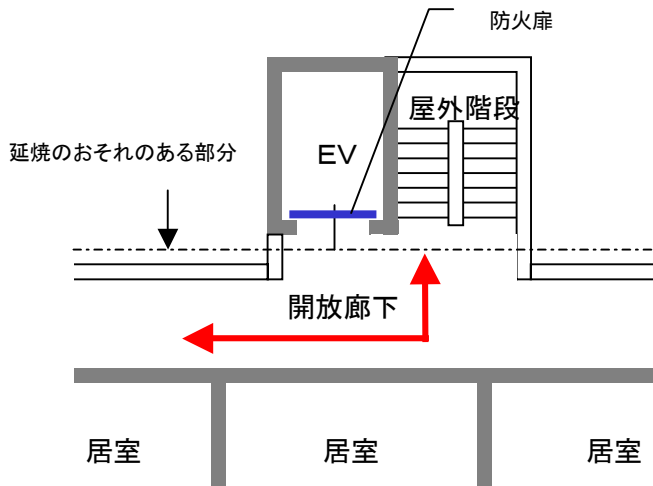


図 14 独立したEV昇降路が開放廊下に面する場合
 直接外気に開放された廊下等の部分とは
 縦穴区画が要求されない。

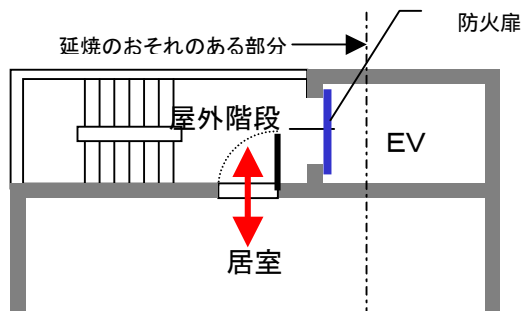


図 15 屋外階段の踊場と乗降ロビーとを
 共用する場合
 直接外気に開放された廊下等の部分とは
 縦穴区画が要求されない。

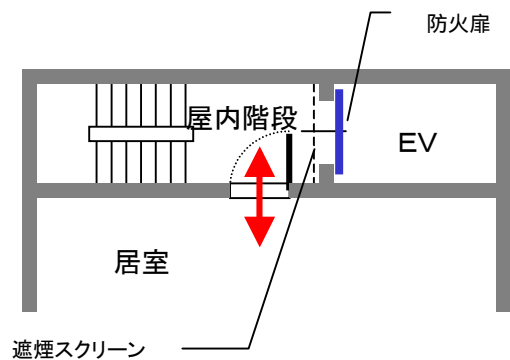


図 16 屋内階段の踊場と乗降ロビーとを
 共用する場合
 人が閉じ込められないように、乗場戸と
 の間隔は 30cm 以下とすること。

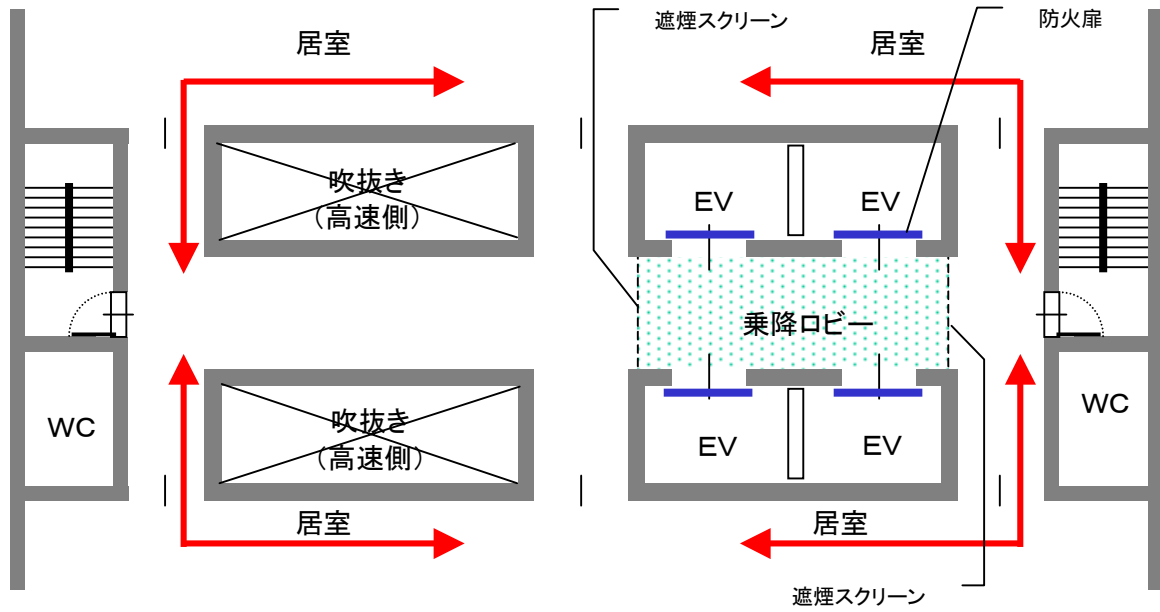


図 17 事務所ビル等で4台口両側出入口の場合

乗降ロビーは必要最小限の大きさとし、乗降ロビーに避難者が取り残されることがないように避難方法を用意すること。また、遮煙スクリーンから一定の範囲にある、出火室との区画及び開口部は必要な耐火性能を有すること。

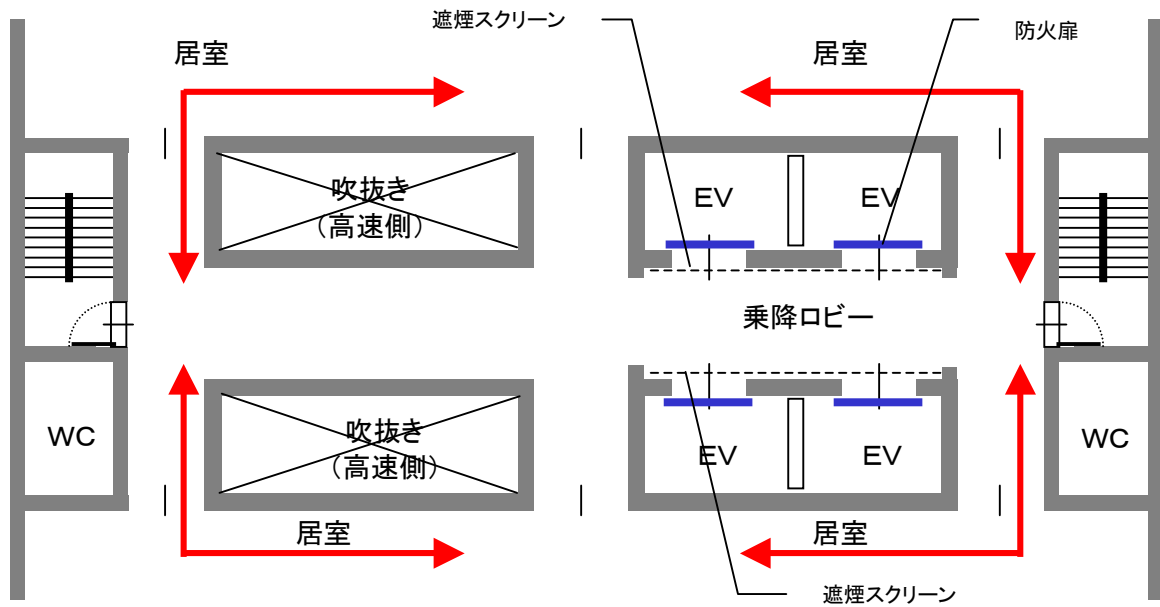


図 18 事務所ビル等で4台口両側出入口の場合

人が閉じ込められないように、乗場戸との間隔は30cm以下とすること。遮煙スクリーンから一定の範囲にある、出火室との区画及び開口部は必要な耐火性能を有すること。

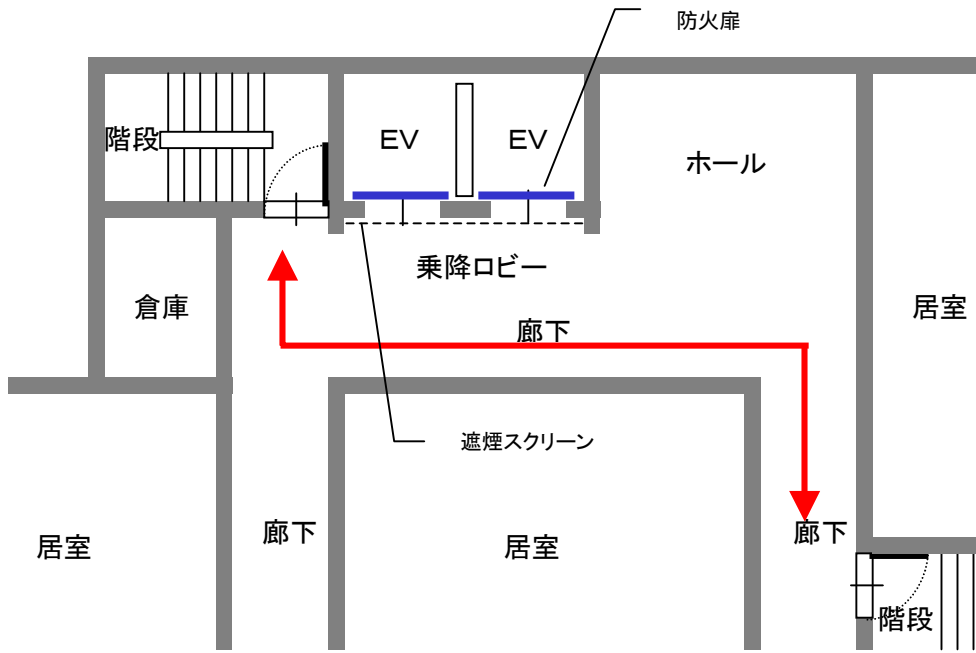


図 19 店舗又はホテル等で廊下に乗降ロビーが面する場合

人が閉じ込められないように、乗場戸との間隔は 30cm 以下とすること。ホールの部分は出火の危険性が極めて小さいこと。また、遮煙スクリーンから一定の範囲にある、出火室との区画及び開口部は必要な耐火性能を有すること。